

「M&A 支援奨励金」・「M&A 支援補助金」の申請にあたってのご案内

本資料は、一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会（以下「協会」という。）が実施する「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」（以下「本事業」という。）において、本事業に参加する M & A 支援機関（以下「参加 M & A 支援機関」という。）への譲渡案件登録や、これを通じた第三者との事業譲渡、株式譲渡等の M & A に係る契約（以下「M & A 契約」という。）の成立を目指す際に、あらかじめご確認いただきたい「M&A 支援奨励金」・「M&A 支援補助金」の交付条件等をまとめたものです。

1 「M&A 支援奨励金」・「M&A 支援補助金」の概要

項目	「M & A 支援奨励金」	「M & A 支援補助金」
交付内容	参加 M & A 支援機関に譲渡案件として登録した場合に交付	参加 M & A 支援機関の支援を通じ、M & A 契約が成立した場合の参加 M&A 支援機関へ支払う成約手数料を補助
金額等	定額 1 0 万円	上限 2 0 0 万円 補助率 3 分の 2 〔補助対象経費：M & A 成立に係る手数料（税抜）〕
重要 ・本事業における第三者承継支援は、買い手候補の出現、譲渡価格を含む交渉結果、M & A の成立、奨励金・補助金の交付を保証するものではありません。 ・交付申請期限は、事業年度における 1 月の最終営業日（事務局必着）です。		

2 本事業における第三者承継支援に関する事項

M & A 支援奨励金

交付対象事業者の要件（「4 「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の交付対象事業者の要件」参照）を満たす者が、参加 M & A 支援機関に譲渡案件として登録した場合に交付する奨励金です。

申請は 1 事業者あたり 1 件とし、奨励金の額は定額 1 0 万円です。

また、本奨励金の交付は参加 M & A 支援機関に登録後、公開日から 1 年以内に買い手募集を中止しないことを条件としています。従って M & A 支援補助金を申請した場合を除き、公開日から 1 年以内に買い手募集を中止する場合には、「M & A 支援機関登録 状況報告書」により、事務局に必ず報告しなければなりません。

コーディネーターによる支援を受けた場合でも、参加 M & A 支援機関への登録は事業者自身の判断によります。

M & A 支援補助金

交付対象事業者の要件（「4 「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の交付対象事業者の要件」参照）を満たす者について、参加 M & A 支援機関の支援を通じ、M & A 契約が成立した場合に支援対象者が参加 M & A 支援機関へ支払う手数料に対する補助金です。

申請は 1 事業者あたり 1 件とし、補助対象経費は M & A の成立に係る手数料（税抜）を対象に、上限は 2 0 0 万円、補助率は 3 分の 2 です。補助金額の算定に当たっては、補助対象経費に補助率を乗じて得た額について、千円未満の端数を切り捨てます。

3 本事業における支援対象者の要件

本事業の支援対象者は、次の要件を満たす必要があります。

- ① 東京都内に本店又は主たる事業所を有する。
- ② 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条又は中小企業信用保険法（昭和 2 5 年法律第 2 6 4 号）第 2 条に規定する中小企業者に該当する。
- ③ 公序良俗に反する事業、公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる事業又は連鎖販売取引等、公的資金の補助先として適切でないと判断される事業を行っていない。
- ④ 過去に国、都道府県又は区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていない。
- ⑤ 事業形態が個人又は法人である。

4 「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の交付対象事業者の要件

「M & A 支援奨励金」及び「M & A 支援補助金」の交付を受けるためには、次の交付対象事業者の要件を満たす必要があります。

<共通要件>

- ① 「3 本事業における支援対象者の要件」を満たしている。
- ② 本事業に参加する金融機関とともに M & A を進める意思がある。
- ③ 本事業のコーディネーターによる支援を受けている。
- ④ 民事再生法又は会社更生法による申立てを行うなどの事業の継続性について不確実な状況が存在していない。
- ⑤ 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を得ていない者でない。
- ⑥ 個人事業主は青色申告者である。
- ⑦ 休眠会社ではない。
- ⑧ 事業活動に必要な許認可を取得しており、関係法令を遵守している。
- ⑨ 事業税等を滞納していない。なお、都税事務所や年金事務所との協議のもと、分納・延納している期間中も、本要件を満たさないものとして取り扱う。
- ⑩ 東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていない。
- ⑪ 大企業（中小企業者以外の者であつて事業を営むもの。以下同じ）若しくは大企業が実質的に参画している企業のフランチャイズ加盟業者でない。
- ⑫ 国・都道府県・区市町村等から本事業と同様の支援を受けていない。
- ⑬ 公益財団法人東京都中小企業振興公社が行う「事業承継支援助成金【A タイプ（後継者未定）】」において、ファイナンシャルアドバイザー（F A）又は M & A 仲介業者等を活用した第三者への承継に取り組む経費に係る助成を受けていない、かつ今後も受ける予定がないこと。
- ⑭ 公益財団法人東京都中小企業振興公社が行う「企業再編促進支援【M & A マッチング支援】」において、支援を受けていない、かつ今後も受ける予定がないこと。（※）

※「企業再編促進支援【M & A マッチング支援】」において「支援」とは、支援決定を受けて、M & A アドバイザーと契約を締結した時点を指します。

- ⑮ 大企業が実質的に経営を支配していない。（※）

※「大企業が実質的に経営を支配していない」とは次のいずれにも該当しないことをいいます。

- （ア）発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している。
- （イ）発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している。
- （ウ）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている。
- （エ）その他大企業が実質的に経営に参画していると認めるに足る相当の事由がある。

<M & A 支援奨励金のための要件>

- ⑯ 後継者不在等の理由により、参加 M & A 支援機関のプラットフォームである「トランビ」又は「バトンズ」を活用し、自社又は自らの事業を譲渡する意思がある。
- ⑰ 参加 M & A 支援機関のいずれか 1 社以上に譲渡案件として登録の上、公開日から 1 年以上買い手企業を募集する意思がある。
- ⑱ 参加 M & A 支援機関が定める利用規約における登録拒否事由に該当しない。

5 暴力団員等の排除に関する事項

次に掲げる者に該当しないことを表明・確約する必要があります。

- ① 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者。
- ② 代表者又は役員のうちに暴力団員及び暴力団員等（東京都暴力団排除条例第 2 条第 2 号、同条第 3 号及び同条第 4 号に規定する暴力団員及び暴力団員等をいう。）に該当する者がある中小企業者等。

6 「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の交付申請

交付を申請する場合は、以下の申請書類を本事業の事務局宛に提出してください。

<申請に必要な書類>

書類 番号	「M & A 支援奨励金」交付申請必要書類	「M & A 支援補助金」交付申請必要書類
1	「M & A 支援奨励金」交付申請書	「M & A 支援補助金」交付申請書
2	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可） ※発行後 3 か月以内のもの ※個人事業者の場合は、開業届の写し	
3	直近の事業税等の納税証明書（写し可） 【法人の場合】 直近の「法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）」 【個人事業者の場合】 ア 事業税が課税対象の方 直近の「個人事業税の納税証明書（都税事務所発行）」及び「住民税納税証明書（区市町村発行）」 イ 事業税が非課税の方 「所得税納税証明書（その 1）（税務署発行）」及び「住民税納税証明書（区市町村発行）」	
4	確定申告書の写し ※税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの 【法人の場合】 税務署へ提出した直近 3 期分の確定申告書全ての写し （別表一～十六、決算報告書、法人事業概況説明書、科目内訳書など全て） 【個人事業者の場合】 税務署へ提出した直近 3 期分の確定申告書 （収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む））	
5	社歴（経歴）書〔会社概要（パンフレット）でも可〕	
6	「M & A 支援奨励金」登録証明書	① 「M & A 支援補助金」成約証明書 ② 払込済み成約手数料の領収書 ③ M & A の成約又は実行の事実を確認できる契約書等の写し（株式譲渡契約書、事業譲渡契約書、M & A 最終合意契約書）
7	振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等。なお、口座名義が申請者と一致することを要する）	株主・出資者名簿 【事業譲渡、吸収合併の場合】 譲渡者 1 部（事業承継の前日のもの） 【株式譲渡の場合】 譲渡者 2 部（事業承継の前日及び当日のもの）
8	—	振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等。なお、項番 6 に掲げる払込済み成約手数料の領収書の宛名と一致すること）

申請時の注意事項

- ・「M & A 支援奨励金」及び「M & A 支援補助金」の交付を申請する場合、それぞれの交付申請書に記載の誓約項目を誓約する必要があります。
- ・交付申請書の書式は本事業 H P よりダウンロードができます。
- ・交付申請後、事務局から追加書類の提出又は提出された各種書類内容についての照会があった場合は、すみやかに対応してください。
- ・交付申請期限は、事業年度における 1 月の最終営業日（事務局必着）です。

7 「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の交付時期

「M & A 支援奨励金」または「M & A 支援補助金」の交付決定を受けた場合、その交付時期は、原則として本事業の事務局での交付申請受付日の翌々月末日となります。

8 「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の交付決定の取消事由

次のいずれかの事由に該当したときは、「M & A 支援奨励金」または「M & A 支援補助金」の交付決定が取り消される場合があります。

<共通>

- ① 交付決定の内容と異なる事実が認められたとき。
- ② 偽り、隠蔽その他不正の手段により交付決定を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ③ 都内で事業を行っている実態がないと認められたとき。
- ④ 「5 暴力団員等の排除に関する事項」での表明・確約に反することが判明したとき。
- ⑤ 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- ⑥ 交付決定の内容又はこれに付した条件、その他関係法令に違反したとき。
- ⑦ 「M & A 支援奨励金」交付申請書又は「M & A 支援補助金」交付申請書における誓約項目に反する事実が明らかになったとき。
- ⑧ その他、協会が交付を実施することを不適切と判断したとき。

<M & A 支援奨励金のみ>

- ⑨ 参加M & A 支援機関のいずれかに登録後、公開日から1年以内に自己都合により買い手募集を中止したとき（ただし、自然災害その他交付対象事業者の責に帰すことができない事由による場合を除く）。

9 「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の返還等

前記8による取消しがあった時点において、申請者が既に本奨励金又は本補助金の交付を受けているときは、協会は申請者に対し、期限を付して、既に交付した本奨励金又は本補助金の返還を命じることができます。

- ① 本奨励金又は本補助金の返還を命じられた場合には、その返還命令に係る本奨励金又は本補助金の受領の日から納付までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じられること。
- ② 本奨励金又は本補助金の返還義務を負う者が納付した金額が返還すべき本奨励金又は本補助金の額に達していない場合、その納付金額は、返還すべき本奨励金又は本補助金の額に達するまでは本奨励金又は本補助金の返還に充てられ、その後、加算金に充てられること。
- ③ 本奨励金又は本補助金の返還及び加算金の納付は、返還命令の日から20日以内に行う必要があり、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金が課されること。
- ④ 延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じられた本奨励金又は本補助金の未納付額の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額となること。
- ⑤ やむを得ない事由があると協会が認める場合には、加算金又は延滞金の全部又は一部が免除される場合があること。

ご確認ください

- ・本資料は、「M & A 支援奨励金」・「M & A 支援補助金」の交付条件等を確認いただくための案内資料です。
- ・申請に際しては、所定の交付申請書その他必要書類をご提出ください。